

導入した製品の財産処分手続きについて

補助事業により取得する資産については、補助金適正化法に基づき売却、転用、破棄等の財産処分に制限が課されます。補助事業の終了後又は効果報告期間の終了後であっても、取得から一定の年数を経過する前に財産処分を行う場合は、事務局の承認を受けた後、残存簿価相当額又は時価(譲渡額)を、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付する必要があります。

※カタログ型公募要領「3-6. 補助事業により取得した財産の処分の制限」より抜粋

なお、財産処分の考え方や納付額の算出に当たっては、

「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16・6・10会課第5号)」(https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei29.pdf)の各規定を踏まえ取り扱うものとします。

事務局の承認を受けること無く貸し付けや転売等を行った場合は、交付決定の取消となる可能性があります。

STEP1 事務局へ連絡

処分前

50万円(税抜)以上の取得した財産を処分する場合、財産処分をする前に、省力化投資補助金事務局センターへ連絡をしてください。
確認後、事務局連絡用のメールアドレスをお伝えいたします。

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-4335-7595

※通話料がかかります

お問合わせ時間:9:30~17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く)
恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

補助事業者



コールセンターへ電話をする ※上記指定の番号へおかけください

事務局



**確認後 事務局連絡用のメールアドレスをお伝え
【様式第8】財産処分承認申請書の提出を依頼**

補助事業者

**【様式第8】財産処分承認申請書を省力化補助金ホームページ
よりダウンロード**

⇒[資料ダウンロードページ](#)

STEP2

財産処分申請書を提出

処分前

省力化補助金ホームページよりダウンロードした【様式第8】財産処分承認申請書に必要項目を明記の上、事務局へ提出してください。

受領後、独立行政法人中小企業基盤整備機構にて申請内容の確認を行います。

申請内容に妥当性があると認められた後、財産処分承認通知書が発行されます。
※財産処分承認通知書は事務局より発送いたします。

財産処分承認通知書が発行されることで、財産の処分を認められたことになります。

提出書類 | 【様式第8】財産処分承認申請書

通知書類 | 財産処分承認通知書

STEP3

財産を処分する

財産処分承認通知書を受領後、財産の処分を行ってください。

STEP4

財産処分報告書の提出

処分後

財産処分を行った後、【指定様式】財産処分報告書を提出してください。

※財産処分承認通知時に別途提出が必要な証票が指定されている場合は、そちらもあわせて提出してください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構にて財産処分報告書を基に納付額の算出を行います。納付額の確定後、納付額通知書を発送します。

提出書類 | ①【指定様式】財産処分報告書

②財産処分承認通知書で指定された証票
(該当者のみ)

通知書類 | 納付額通知書

STEP5

納付額の振り込み

処分後

納付額通知書を受領後、通知書に記載の金額を指定の納付金振込先へお振込みください。